

参考：表示に関する情報が記載された書類の整備

(食品表示基準 Q&A 第 41 条 2 関連)

■食品表示基準とその Q&A より、表示に関する情報が記載された書類の整備 (第 41 条 2 関連)

食品表示基準 (抄)	Q&A より
<p>第 41 条 2 食品関連事業者等は、この府令に基づく表示を適正に行うために必要な限度において、その販売する食品及び当該食品関連事業者等に対して販売された食品の表示に関する情報が記載された書類を整備し、これを保存するよう努めなければならない。</p>	<p>(雑則－2) 整理・保存に努めなければならない表示の根拠となる書類とは、どのようなものですか。</p> <p>(答)</p> <p>1 製造業者等が食品に表示を付すに当たり、当該表示の根拠となるデータを記した書類のことであり、電子媒体を含みます。</p> <p>このような書類としては、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 仕入れた食品の名称、原材料名、原産地等が表示された送り状、納品書、規格書、通関証明書（輸入品の場合）等 ② 小分け・製造した食品についての製造仕様書、製造指示書、原材料使用記録、製造記録等 ③ 販売した食品の名称、原材料名、原産地等が表示された送り状、納品書、規格書等 ④ 期限表示に係る期限設定の根拠書類 ⑤ 特色のある原材料等の表示に係る根拠書類 ⑥ アレルゲンに係る根拠資料 ⑦ 栄養表示に係る根拠資料 ⑧ ふぐに係る処理事業者の氏名又は名称、処理施設の住所、処理年月日等の根拠書類（ふぐ毒による食中毒発生時に、有毒部位の除去者、除去施設の所在地、除去年月日等を遡ることができるような記録や伝票等） ⑨ 生かきに係る加工所の所在地、加工者の氏名又は名称、採取された水域等の根拠資料 <p>があります。</p> <p>2 なお、中間加工品の原材料等の情報がその容器包装のみに表示されている場合もありますが、使用済みの容器包装を保存することは実態上困難であることから、このような場合には、いつでも仕入元に対し、使用した中間加工品の情報を確認できるよう、仕入元の連絡先が記載された送り状、納品書等又は規格書等の整理・保存に努める必要があります。</p> <p>(雑則－3) 表示の根拠となる書類は、どの程度の期間保存する必要があるのですか。</p> <p>(答)</p> <p>少なくとも、食品が製造されてから消費されるまでの間、表示に関する書類を保存する必要があると考えます。それぞれの事業者等が取り扱う食品の流通、消費の実態等に応じ、自らの表示に対する立証責任を果たせるよう、合理的な保存期間（例えば、賞味期限が 3 年の食品であれば、少なくとも 3 年）を設定していただくことが望ましいと考えています。</p> <p>なお、原料原産地表示のうち、「又は表示」、「大括り表示」等を使用できる条件として求められる根拠資料等の保管期間については、(別添 新たな原料原産地表示制度 (原原－39)) を参照してください。</p>